

## 広島市立大学外国人研究生規程

平成22年4月1日

規程第94号

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学研究生規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第93号）第15条の規定に基づき、外国人研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

(出願手続等)

第2条 外国人研究生として入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了し、日本の大学を卒業した者
- (3) 本学において、相当の学力を有し外国人研究生として適当と認められた者

第3条 外国人研究生を志願する者で、日本に居住するものについては研究開始日の1月前までに、外国に居住するものについては研究開始日の3月前までに、公立大学法人広島市立大学の授業料等に関する規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第73号。以下「授業料等に関する規程」という。）第2条に定める入学検定料を添えて、次に掲げる書類を、研究を希望する学部等を経て学長に提出しなければならない。

- (1) 外国人研究生許可願
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業（修了）証明書及び成績証明書
- (4) 日本に居住している者にあつては、在留資格を記入した外国人登録済証明書
- (5) 日本に居住している成年者の身元保証書
- (6) 出身学校長又は所属長の発行する推薦書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、学長が特に指定する書類

(願い出期限の特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、学長は、特別な事情があると認めるときは、当該学部等の教授会又は研究科委員会の議を経て、願い出期限の特例を定めることができる。

(選考及び研究の許可)

第5条 外国人研究生の選考は、当該学部等の教授会又は研究科委員会が行う。

2 学長は、前項の選考結果を踏まえ、外国人研究生として入学し研究を行うことが適当と認めた者について、研究を許可する。

3 学長は、前項の規定により許可する者のうち外国に居住する者には、あらかじめ受入承諾書を交付するものとする。

(入学料等)

第6条 研究の許可を受けた者は、授業料等に関する規程第2条に定める入学料を指定の期日までに納付しなければならない。

2 学長は、入学料の納付その他所定の手続きを完了した者に対し、研究許可書を交付するものとする。

(授業料等)

第7条 外国人研究生は、授業料等に関する規程第2条に定める授業料を、研究期間に応じ6か月分ずつ（研究期間が6か月未満のときは、その期間分）指定の期日までに納付しなければならない。

2 実験及び実習等に要する特別の費用は、外国人研究生の負担とする。

(指導教員)

第8条 当該学部等の長は、外国人研究生に対する指導教員を定めなければならない。

(研究期間延長)

第9条 外国人研究生は、研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは、研究期間終了日の1月前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て、学長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において、延長する研究期間は、1学期又は1学年とする。

(1) 外国人研究生研究期間延長願

(2) 日本に居住している成年者の身元保証書

(3) 自国政府若しくは在日公館又は所属長の発行する承認書

2 前項の規定により研究期間を延長する者の入学検定料及び入学料は、徴収しない。

3 学長は、研究期間の延長の許可をした者に対し研究継続許可書を交付するものとする。

第10条 外国人研究生は、研究を終了したときは、研究終了報告書を当該学部等の長を経て、学長に提出しなければならない。

(証明書)

第11条 学長は、研究を終了した者には、本人の申出により、研究証書を交付するものとする。

(法令等の遵守)

第12条 外国人研究生は、広島市立大学における研究者等の行動規範（平成27年3月25日制定）に従って研究活動を行わなければならない。

2 前項のほか、外国人研究生は、研究に関する法令及び本学の規程等を遵守しなければならない。

(許可の取消し)

第13条 学長は、外国人研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該学部の教授会又は研究科委員会の議を経て、研究の許可を取り消すことができる。

- (1) 研究の実があがらないと認められるとき。
- (2) その本分に反する行為があると認められるとき。
- (3) 入学料の納付その他所定の手続きを指定の期日までに行わないとき。
- (4) 授業料の納付の義務を怠ったとき。
- (5) 疾病その他の事由により研究を継続できなくなったとき。

(既納の入学検定料、入学料及び授業料の不還付)

第14条 既納の入学検定料、入学料及び授業料は、還付しない。

(準用)

第15条 この規程に定めるもののほか、学生に関する諸規程は、外国人研究生に準用する。

(委任)

第16条 外国人研究生許可願の様式その他この規程の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正前の規程による様式第1号から様式第9号までの様式は、前項の施行日において、改正後の第16条の規定に基づき定めたものとみなす。